

平成 31 年度 (2019 年度)

霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託

業務公募型プロポーザル募集要項

茨城県霞ヶ浦環境科学センター

1 募集の趣旨

茨城県霞ヶ浦環境科学センター（以下、「センター」という。）は、霞ヶ浦をはじめとする県内の湖沼・河川の水環境の保全に様々な立場の人々が取り組むための総合的な拠点として、平成17年4月に設置された施設です。

センターでは「調査研究・技術開発」、「環境学習」、「市民活動との連携・支援」、「情報・交流」の4つの機能を掲げ、市民、市民団体、研究者、企業及び行政が相互に協力し合い、各機能をより効果的に発揮して県内の水環境の保全に取り組むことのできる施設運営を目指しています。

センター交流サロンは、この4つの機能のうち「市民活動との連携・支援」の機能を果たすために、行政、流域で霞ヶ浦の生態系サービス（自然の恵み）を享受している多様な主体（市民、農林漁業者、事業者、市民団体等）等が互いに交流しあい、相互に活動のネットワークを広げていくことのできる場を提供するとともに、これらの活動に対し場所・モノ・情報等の各種支援を提供し、活動のサポートを行う拠点としてセンター2階に設置されたものです。

この度、センターでは、この交流サロンの役割を十分に理解したうえで、市民感覚による柔軟な発想を活かし、交流サロンを利用した交流促進事業の企画・運営を行うことのできる団体を広く募集します。

2 施設名称

(1) 名称

茨城県霞ヶ浦環境科学センター交流サロン

(2) 所在地

茨城県土浦市沖宿町1853番地

(3) 交流サロンの概要

① 運営日及び運営時間

ア 休業日を以下のとおりとし、それ以外の日を運営日とします。

(ア) 毎週月曜日（祝日の場合はその翌日）

(イ) 12月29日から翌年1月1日

イ 運営時間

9時から17時まで

② 延床面積

約530㎡

③ 設備

ア 交流サロン案内カウンター（事務机、椅子）

イ 談話コーナー（テーブル約20脚、椅子約70脚）

ウ 会議室（2室（約40㎡）、定員各20名程度）

エ 情報掲示コーナー（掲示用棚、掲示用ボード）

オ 雑誌・図書コーナー

カ 検索用パソコン（2台）

キ 印刷コーナー（印刷機1台、丁合機1台、紙折機1台）

3 委託業務内容

委託業務内容については、別添の「霞ヶ浦環境科学センター交流サロン交流促進事業業務委託仕様書」のとおりとします。

4 応募資格

次に掲げる要件を全て満たすNPO等（特定非営利活動法人、ボランティア団体、公益法人等の民間非営利法人組織）とします。

(1) 茨城県内に主たる事務所を有し、茨城県内を中心に活動している組織・団体等であること。

(2) 交流サロン交流促進事業及び森林湖沼環境税の趣旨を理解し、業務を的確に遂行する意欲や能力を有していること。

- (3) 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施している組織・団体ではないこと。
- (4) 定款、規約またはそれに相当する文書を有し、適正な事業計画書、予算及び決算書が整備されていること。
- (5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする組織・団体等でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者でないこと。

5 応募手続等

(1) 提出期限

平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）正午まで（期限必着）

(2) 提出書類

- ① 応募申請書（様式第 1 号）
- ② 応募団体概要書（様式第 2 号）
- ③ 事業計画書（様式第 3 号）
- ④ 事業に係る収支計画書（様式第 4 号）
- ⑤ 宣誓書（様式第 5 号）
- ⑥ 団体の定款又は規約
- ⑦ その他の参考資料
 - ア 団体の活動状況がわかるもの
 - イ 団体の会計状況がわかるもの
 - ウ 役員名簿及び会員名簿

(3) 提出部数

各 7 部

(4) 提出方法及び場所

5（1）の提出期限までに、5（2）の提出書類を以下の提出先まで御持参いただくか、期限必着で郵送してください。

【提出先】

茨城県霞ヶ浦環境科学センター 環境活動推進課

〒300-0023 茨城県土浦市沖宿町 1853 番地

電 話：029-828-0961

F A X：029-828-0967

(5) 募集要項及び提出書類様式等の入手方法

センター環境活動推進課にて配布します。

また、茨城県物品役務等入札情報サービス、センターホームページの「入札情報」からダウンロードすることができます。

【茨城県物品役務等入札情報サービス】

<http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

【センターホームページ】

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/seikatsukankyo/kasumigauraesc/index.htm>

(6) 質問方法等

① 質問の提出方法

プロポーザルに関する質問については、質問書（様式第 6 号）により F A X でセンター環境活動推進課（F A X：029-828-0967）あて提出してください。

② 質問受付期間

平成 31 年 4 月 12 日（金曜日）午後 5 時まで

③ 回答期間及び方法

平成 31 年 4 月 16 日（火曜日）午後 5 時までに F A X で回答します。

6 選定方法

(1) 第1次審査

センター環境活動推進課内にて、応募資格及び応募手続等に不備がないかを審査します。
第1次審査結果は、平成31年4月19日（金曜日）午後5時までにFAXで通知します。

(2) 第2次審査（審査会）

第1次審査を通過した応募団体は、学識経験者及び県職員等から構成されるプロポーザル審査会において、これまでの活動実績、交流促進事業の運営計画等についてプレゼンテーション（15分程度）を行っていただきます。

なお、審査会においては、応募団体の提出書類及びプレゼンテーションの内容について、主として以下の基準により審査を行い、交流サロンを利用した交流促進事業業務を委託するのに最もふさわしい団体を選定します。採否は8（4）により通知します。

【主な選定基準】

① 実績審査

- ア 団体の活動内容、実績
- イ 同種または類似業務の実績

② 内容審査

- ア 業務の理解度
- イ 提案についての的確性、独創性、実現性
- ウ 実施計画の的確性、実現性
- エ 事業全体の運営体制
- オ 各催事のスタッフ体制

7 委託契約

(1) 契約の手続

第2次審査（審査会）の結果が通知された後、選定された応募団体には正式な見積書を提出していただき、センターと委託業務の詳細について調整を行ったうえで、予算額の範囲内で契約を締結することとします。

(2) 契約期間

契約締結日から平成32年3月17日（火曜日）まで

(3) 委託費上限額

1,036,800円（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 支払方法

委託費は、委託事業が終了し、その額が決定した後に支払うものとします。

ただし、請求により必要があると認めるときは、前項にかかわらず、委託費の9割を超えない範囲で概算払いをすることができるものとし、残額は事業終了後、報告書の提出により精算払いすることを予定しています。

(5) 留意事項

① 実績報告書の提出

委託契約を締結した団体は、事業終了後速やかに実績報告書を提出してください。

② 経理状況の明確化

委託料の執行に当たっては、その執行状況が確認できるよう預金通帳、帳簿及び証拠書類等を整備し、事業終了後5年間保存するとともに、常時、執行に係る経理状況を明確にしておいてください。

(6) その他

次の場合には、契約の解除及び委託費の一部または全部を返還していただきますので、注意してください。なお、正式には契約書にて取り決めます。

① 本契約又は本契約に基づくセンターの指示に違反しているため契約の目的を達成することができないとセンターが認めたとき。

② 本契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないとセンターが認めたとき。

- ③ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から同条第 3 号に規定する者もしくはこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。

8 スケジュール

(1) 応募期間

平成 31 年 4 月 5 日（金曜日）から平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）正午まで

(2) 第 1 次審査結果通知

平成 31 年 4 月 19 日（金曜日）午後 5 時までに通知

(3) 審査会

平成 31 年 4 月 24 日（水曜日）

(4) 審査結果通知

平成 31 年 4 月 25 日（木曜日）

※受託候補団体選定後 7（1）により契約手続きを行います。

9 その他

提出書類の作成及び提出並びに審査会への参加に関する費用は、全て応募者の負担とします。

10 募集に関する問合せ先

〒300-0023 土浦市沖宿町 1853 番地

茨城県霞ヶ浦環境科学センター 環境活動推進課

電 話：029-828-0961

F A X：029-828-0967